

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年11月29日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

## 専 決 処 分 書

平成 27 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 882 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 376,310 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 31 日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸 収 入		千円 35,073	千円 882	千円 35,955
	1 雑 入	35,067	882	35,949
歳 入 合 計		375,428	882	376,310

( 歳 出 )

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		千円 354,816	千円 882	千円 355,698
	1 清 掃 費	354,816	882	355,698
歳 出 合 計		375,428	882	376,310

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年11月29日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

## 専 決 処 分 書

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成28年6月24日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

### 別表

組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

#### (1) 市町村

区 分	市 町 村
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美唄市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町
上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町

(2) 一部事務組合及び広域連合

区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部

	広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合
留萌管内	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合
宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク管内	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境



	衛生施設組合
胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とがち広域消防事務組合
釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

#### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年11月29日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

# 専 決 処 分 書

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成28年6月24日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年11月29日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

## 専 決 処 分 書

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成28年6月24日専決処分

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

認定第1号

平成27年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年11月29日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光



## 議案第 1 号

### 平成 28 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,547 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 394,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 29 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 339,996	千円 4,384	千円 344,380
	1 分 賦 金	339,996	4,384	344,380
3 諸 収 入		36,704	3,163	39,867
	1 雑 入	36,697	3,163	39,860
歳 入 合 計		386,500	7,547	394,047

( 歳 出 )

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		365,016	7,547	372,563
	1 清 掃 費	365,016	7,547	372,563
歳 出 合 計		386,500	7,547	394,047

議案第 2 号

南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定  
について

南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のと  
おり制定するものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

## 南空知公衆衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めることを目的とする。

### (長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度4月1日から提供を受ける必要があるもの

### (規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第 3 号

南空知公衆衛生組合監査委員の選任について

次の者を南空知公衆衛生組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

住 所 空知郡南幌町北町4丁目5番1号  
氏 名 角 畠 徹  
生年月日 昭和27年7月25日